

第8回小田原市市民活動推進委員会 会議録

- 1 日 時：平成24年8月21日（火）14時30分～16時50分
- 2 場 所：小田原市役所 601会議室
- 3 出席者：前田委員長、工藤副委員長、有賀委員、石川委員、川久保委員、栢沼委員、神馬委員、二見委員、穂坂委員、秋本委員
事務局：山崎地域政策課長、小川副課長、小澤主任、木村主事補
- 4 配布資料：・次第
 - ・資料1 協働推進に向けた提言（市民活動サポートセンター椎野）
 - ・資料2 協働推進に向けた委員提言（秋本委員）
 - ・資料3 協働推進に向けた委員提言の要旨（第6回市民活動推進委員会時）
 - ・資料4 行政提案型協働事業報告会アンケート 回答一覧
 - ・資料5 市民活動応援補助金報告会・情報交換会アンケート 回答一覧
 - ・資料6 協働推進の指針（素案）

5 会議内容

■ 開会

委員長：ただいまから、第8回小田原市市民活動推進委員会を開会する。本委員会の会議は、原則公開となっているのでご承知おきいただきたい。本日は、小田原市の市民活動に精通している、実質的な中間支援組織の「おだわら市民活動サポートセンター」指定管理者である、「NPO法人市民活動を支える会」の椎野典子理事長をお招きしており、この後お話をいただく。

議事に入る前に、事務局から配布資料の確認をお願いする。

（事務局 配布資料の確認及び本日の流れの説明）

■ 議題（1）協働推進に向けた委員提言

委員長：それでは議事に入る。（1）協働推進に向けた委員提言について、本日は椎野理事長と秋本委員にお願いしている。最初に資料1に基づき、椎野理事長から提言をお願いする。

椎野理事長：それでは発表させていただきます。

最初に、「中間支援組織から見た協働推進の必要性」を社会的背景から見た視点でお話しする。

猛スピードで変化する社会状況の中だからこそ、市民の価値観が多様化し同時に多くの問題を抱え複雑化する社会へとなりつつある。

この様な社会状況の中で、市民のまちづくりに対する意識や関心は予想以上に高まっている。現在その主な担い手が、地域活動団体そして市民活動団体とするならば、我が中間支援組織である市民活動サポートセンターの機能・役割は非常に大きい。

社会構造が変化する中で市民のニーズに的確に対応するためには、行政の力は勿論のこと、対応しきれない市民ニーズや、街づくり構想などは市民力と地域力の活用委ねられる。

これこそ「おだわら TRY プラン」で掲げる「新しい公共」へ向けての発信である。協働推進には多くの対象とするものがある。

これからは例えば、行政・地域活動・市民活動・企業・学校等がトライアングルのように組み合わせ課題に対しトライして、その中でお互いの達成感と充実感を見出す。この市民としての夢と希望を託し活動しやすい素地を作るのは行政であると思う。

次に、このような背景の中で、市民が活用しやすいサポートセンターとは何か、どうあるべきかを「中間支援組織としての役割と実践」と題してお話する。

その内容の一つ目として、市民活動が注目される理由は、「自発の活動だからこそ、必要即応の活動が出来る」、これは自分のやりたいと思った活動なのですぐに行動に移れるという意味である。

二つ目として、市民活動は「画一的でなく共感する相手に、想いを込めて関わられる“個々に応じる”」ことができる。これは、特に福祉面で強く感じられる。一例として、先日サポートセンターに福祉施設の方が来館した。施設の人に何かレクリエーションをしてくれる団体はないかということだったので、ガイドブックを用いて相談に応じた。その結果、該当の団体が見つかり、団体が福祉施設で活動することになった。このように、市民活動は、すぐに個々のニーズに応じることができる。

三つ目として、自己責任で自由に動けるので、挑戦的、開拓的、創造的な取組みができる。これは、市民活動は、自己責任ということで規制が無いので、やってみたいと思えることに積極的に取り組むことができるという意味である。

四つ目として、市民活動団体間の切磋琢磨で鍛えられる効率性や生産性、創造性が育つ。これは、市民団体間はお互いに努力し、どのようなことに能率性がある、どのようなことに効果があるか考えながらやっている、新しいものが育つということである。

五つ目として、市民活動は行政サービスとは違い特性が生かされることで質的に「固有の機能」がある。これは、行政は常に公平性を持って行うので、画一的になりがちであるが、市民活動はその特性を生かして柔軟な活動ができるということである。一例を取り上げると、「神奈川育林隊」や「里地里山を守る会」などでは、間伐や枝打ちをして、その固有の機能を生かして活動している。

次に「会場・拠点提供だけが役割ではない」という話に移る。これは、「自分に何が出来るか、自分が何をしたいかを気付ける仕組みを作る」「安心して選べる、安心して託す事が出来る仕組みを作る」という意味がある。このポイントとしては、情報の開示・発信である。

具体的にサポートセンターで行っている事業を紹介すると、市民活動を知ってもらう講座として「はじめの一步」を開催し、市民活動について知らない方に足を運んでいただけるよう、一般市民の興味があるものや現代社会にマッチした内容を選択しており、昨年度は「笑いと健康」と題し、多くの人に受講いただいた。

また、登録団体の活動紹介をまとめたものを展示するパネル展の開催やイベントカレンダーで、団体の活動内容を周知・紹介している。

その他には、「FMおだわら」に日曜日の午前10時から15分間、サポートセンターに枠をもらっているので、団体の事業周知などに利用してもらっている。

ホームページの活用やプラネットかながわへの掲載などインターネットを使った情報発信も行っている。

このように、あらゆる方法を使って情報の開示・発信を行うことが、自分に何が出来るか、何をしたいか気付けるきっかけにつながる。

次に「異質な存在が対等に協働関係を築き発展させる」という話に移る。これは共通の目標、夢や願いを共有して、互いの特性を生かしあい対等に協働できる関係作りをサポートするという意味である。

具体的には、市民活動団体・行政・企業・メディア・地域活動団体・学校等が同等の立場で協働関係を作れるようにサポートセンターが、架け橋となることが重要だと考えている。

私たち市民活動団体は「支援者に提供できるもの」を持っている。それは、「全体の奉仕者」とならざるを得ない行政にはない、専門性や一定の安定性がある。

また、そこには商品性があるので、自ら取り組むあらゆる活動から、その商品性を点検し、他者に売り込むこともポイントである。

サポートセンターから団体を見ていて、どの団体も専門性を持っているので、それを生かして、企業などのニーズを満たす団体があればマッチングしたい、また、学校では、民話の語りや防犯教室など、ニーズにあった活動をすることができる。これらは、いずれも商品性のある活動だと言えると思う。

次に、「排除しない。誰もが集える場となる鍵は「市民活動観」と「利用者志向」にある」という話に移る。当然のことながら、いずれの人も排除してはいけない。

「市民活動観」は、活動している人には、安心・安全な暮らしやすい街づくりをしたいという共通な気持ちがあるので、それを生かす。「利用者志向」は、サポートセンターに何を求めているのか、集える場なのか、会議スペースの拡大なのか等の、ニーズを捉える。これらのことで様々な情報が入り、人も集いやすくなる。

まず市民活動は自己実現への創造の場であると同時に、自発的無償の行為である。市民活動が好きで、自分自身が元気になる活動。続ける事で多くの人との出会いがあるからこそ、自発的・無償の行為であっても頑張れる。

「多様性と違いを認める」というのは、約400の登録団体は多様性に富んでいるとともに、違いもたくさんある。運動・提言志向の活動もあり、それらすべての要素をサポートセンターが積極的に受入れることで、中間支援組織に求められている役割を果たせると考える。

次に、市民活動サポートセンターの今後の在り方についてお話しする。このような状況の中で日々地道に社会問題へ取り組み、少しでも解決しようと活動している市民活動団体は、市民生活に直結し価値あるものと考えている。そこで多くの市民活動を抱える中間支援組織としてどうあるべきか、サポートセンターの職員に夢と希望について聞いてみた。詳細は時間の関係で割愛する。

協働事業を推進する上で中間支援組織からの具体的な提案として、協働に適した事業とはどういうものかを様々な連携先を想定してお話しする。

まず「企業との協働」についてである。資金に苦勞しているNPO（市民活動団体）も多いのでニーズはお金に集中すると一般的に思われがちだが、そんな誤解からNPOとの連携に腰が引けてしまう企業も少なくない。しかし、NPOに係わる一人一人に声をかけてみると、実際は人・モノ・場所など金以外の資源を活用して、各々の分野で課題解決を図りたいと考えるNPOも多い。

また、企業には専門性の高い職員が多くいるので、講座の講師となっただき講演を開いたり、市民活動団体がイベントの開催できる場所や会議室の提供いただいたりな

ど、協働できる可能性は広くあると考える。

次に「行政との協働」についてである。他市町村の行政間との連絡や協力要請は、行政だからこそ円滑に、かつスムーズに連携が取れると考える。例えば、今年度サポートセンターで2市8町の情報交換を企画し、各町に連絡をしたが、担当者が他の業務も広く抱えているため、当日は4町の方が参加することができなかった。今回はサポートセンター事業として行ったが、行政には目に見えない大きな力が存在するため、行政と協働で開催しても良かったと感じた。

しかし、協働事業をする上では公平、平等に行われなくてはならない。例えば市民提案型の協働事業を展開する時、資金面でも両者が対等の立場に立ち、お互いのモチベーションが上がるのが事業の成功につながる。

次に「学校との協働」についてである。市民活動団体の中には既に学校との協働事業を展開しているところもある。例えば、スクールボランティアから始まり、多岐にわたり学校教育関係と連携を取り、活動の展開をしている。このように今では専門性を維持する市民力は欠かせない。

そこで活動団体からのメッセージを中間支援組織であるサポートセンターが引き出し、学校の紹介や活動内容の紹介をする。

また教育関係から、市民力の何を必要としているのかを調査し、行政と共に協働の推進を図る。これは各々の出来る立場を十分に生かした役割分担作業である。

学校との協働は難しい面もあるが、今学校がどんなことを望んでいるかをサポートセンターが察知するということが大切である。そうすることで、ノウハウの持っている団体を紹介でき、学校と市民活動団体との協働事業が展開しやすくなると感じている。

次に、中間支援組織として取り組む具体的な協働事業について、2点お話しする。

一つ目は「市民活動団体と企業とのネットワーク形成事業」である。現在サポートセンターでは、「市民活動団体ネットワーク形成事業」に取り組み、自治会に市民活動団体の説明をさせていただき、活動事例が生まれるなど良い形で進んでいる。

今後、企業をリストアップして、企業の広報担当部所へお伺いし、市民活動団体の活動内容を周知することにより、理解をしていただくことが大事だと考える。

そして、企業側は今何を必要とし、何を求めているのかを知る機会とするとともに、そのニーズにあった市民活動団体を紹介することにより、市民活動団体の活動の場と社会の認知度が広がると考える。

そのことによって、企業との連携と信頼関係が成立すると次のステップに進み、社会

貢献度の高い市民活動団体に企業から寄付金を出していただくことで仕組み作りをする。これが「市民活動ファンド」である。

企業はその活動の一つに社会貢献活動を置いている、企業のCSRという取り組みがある中、企業の社会的責任に積極的に取り組んでいただき、寄附・ファンドにもご理解いただきたい。これは、市民活動団体が自ら発展していく上での重要なポイントになる。

二つ目は、「市民提案型協働事業」である。市民活動団体は地域社会の課題に対し先駆的に取り組んでいる。17ある全ての活動分野は、小田原の人づくりまちづくりに関連した、外せない活動である。

行政だけでは出来ない、このきめ細かな活動を協働事業として実施することにより、目指すおだわらの姿に近づく大きな効果がある。両者が対等の立場で事業を進めていくために協働事業に対する資金面の確保を行政にお願いしたい。

最後に現状から見た課題と今後の方向についてお話しする。

利用者数の増加は、施設の広さ・設備・内容・職員数等と非常に関係性が高いので、新たな施設を建てる時は、このようなことに配慮いただきたい。

また、NPO法人の立ち上げ支援や認定NPO法人の申請など、専門的な支援が必要とされる中で、職員のスキルアップや専門相談員を配置したいが、そのためには人件費が必要となってくる。今後、専門的相談が増えることが予想されるので、これに対応するには、職員のスキルアップももちろん重要だが、内容によっては専門相談員の配置が必要になると考える。

中間支援組織であるサポートセンターの役割やNPOの役割の周知徹底を、今後サポートセンターとして力を入れて取り組みたい。また、将来は未来を担う子供たちに支援ができるという思いから、市民活動と学校を繋ぐネットワーク形成事業にも取り組みたい。

私達「市民活動を支える会」は、市民の活性化につなげるための中間支援組織として、持てる力を発揮し今後も精進したいと考えている。

委員長：今の提言について各委員から質問・意見があれば、お願いしたい。

委員：団体からの相談はどのくらいあるか。

椎野理事長：月に2～3件程度である。

委員：最後に学校と市民活動を結ぶネットワーク形勢事業の話があったが、具体的な想定があればお聞かせ願いたい。

椎野理事長：学校は未来を背負う子供たちを育てる重要な場所だと思う。それには、色々な人が

学校に入り、色々な人と子供たちが関わりを持つことが大切だと考える。そこで市民活動団体には、幅広いジャンルの活動があるので、学校のニーズにあった団体や専門的な話をできる人をサポートセンターが学校とつなぎたい。

とにかく市民活動団体は幅広いジャンルがある。現在スクールボランティアで活動している団体のみならず、その他にも活躍できる団体があるので、学校へ紹介し、役立ててほしいと考えている。

委員：市民活動ファンドについてのイメージと、企業の寄附について触れられていたが、これは企業に絞った考えなのかお聞かせ願いたい。

椎野理事長：一般市民の方にも市民活動団体についてご理解いただき、寄附につながると良いと思うが、今はまだ難しいと感じている。

については、まずは企業に寄附をいただくところからスタートさせられるよう、企業に市民活動団体の情報を積極的に提供する必要がある。

情報提供も冊子だけではなく、できれば市民活動団体を連れて行き、直接PRしてもらう仕組みができると、より伝わりやすいのではないかと考えている。このような形で伝えることにより、企業からの寄附につなげて行きたいとイメージしている。

委員：小田原市ではスクールボランティアも7年目を迎え定着してきた。シルバー大学の卒業団体も様々な分野で活動いただいている。市内の小・中学校（36校）や幼稚園（6園）には情報が行き届いていないように感じている。学校も求めているので、市民活動団体の情報が学校に伝わると良いと思う。

椎野理事長：各コーディネーターが自身の学校で活動してくれたスクールボランティアの情報を、コーディネーターの集まりで情報交換することはできるか。

委員：コーディネーターの連絡会が中学校区で開催されているので可能である。また、チーフコーディネーターとして、各学校の情報をたよりに掲載もしているが、うまく情報が伝わっていないこともある。最初のコーディネーターの集まりに団体の情報一覧などを配布してもらえたらありがたい。

椎野理事長：確かにそのような極め細やかな情報発信は重要だと思う。

委員長：それでは次に秋本委員から提言をお願いします。

委員：カネボウ化粧品の立場で、企業におけるCSRを含めて提言させていただく。

カネボウ化粧品は、社会の一員として、すべてのステークホルダーとの信頼構築をめざし、笑顔あふれる幸福な社会の実現とその持続に貢献すべく、地域社会の皆さまとの関わりを通じて、次世代育成につながる社会活動に取り組むことを方針に掲げている。

カネボウ化粧品の活動方針について、具体的に御説明する。活動方針として、「1. 次世代の育成に役立つ活動を行ないます」、「2. 地域の社会・文化の発展に貢献することを目指した活動を行ないます」、「3. 持続可能な社会に向けて、環境を守り育てる活動を行ないます」、「4. カネボウ化粧品の持つ資源を有効に活かせる活動を行ないます」、「5. 社会的支援として、バリアフリー社会を推進する活動を行ないます」、「6. 一人ひとりの社員が良き市民として、社会貢献活動に参加できるような風土をつくります」、これらに則ってカネボウ化粧品では企業活動を進めている。

次に、2011年度の地域貢献活動として、主なものを紹介させていただく。

4月には新入社員が入ってくるので、その教育の一環として小田原事業場周辺の清掃活動を行っている。趣旨としては、カネボウ化粧品の環境方針や具体的活動に関心を持ち、仕事での環境保全を考える機会としてもらっている。

5月には、自治会連合会主催のクリーンさかわに参加し、協力をしている。これは、酒匂川及び酒匂海岸を市民はじめ、企業、ボランティア団体で一斉清掃を行うもので、毎年100～150名の従業員とその家族が参加している。

8月には、地域とのコミュニケーションを図ることを目的に、第37区の地域住民をご招待して「事業場夏祭り」を開催している。これは、臭いや騒音などに対して近隣の住民の方にご理解いただきながら企業活動を行っているので、今後ご理解をいただけるようコミュニケーションを深めている。

10月には、市が用意した花を酒匂川河川敷の土手に植える、小田原市主催の「酒匂川植栽事業活動」に同調し、従業員とその家族が参加している。

12月、1月、2月には、当社スポーツクラブの野球部とソフトボール部がオフシーズンになるので、野球部は市内少年野球チームを、ソフトボール部は市内小・中学生ソフトボールチームを指導して、スポーツ活性化の一環及び地域貢献を行っている。ソフトボール部は養護学校にも出向いてソフトボール教室を開催している。

昨年はコアジサシの郷づくりが天候不順により中止になったが、今年度は参加を予定している。今回は主なものを抜粋して紹介させていただいた。

次に、「障がい者雇用と支援活動」という切り口で企業が実施している内容についてご紹介させていただく。

ノーマライゼーションという考え方で高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、健常者と一緒に助け合いながら、暮らしていくのが正常な社会のあり方である。また、それに基づく社会福祉政策として、カネボウ化粧品は自社の利益だけを求めるのではなく、

社会貢献として、働く場を提供し、雇用した障がい者の支援を行うとともに、障がい者が職場へ定着できるような配慮を行っている。

特例子会社と違った一つの支援体制として、ナチュラルサポートに取り組んでいる。具体的には、同僚からの自然発生的な支援がスムーズに行える作業環境の構築を目指し、今はその途中にいるといったところである。

次に、「企業にとって障がい者雇用のメリット」についてお話しさせていただく。

職場への良い影響として、人間関係・従業員教育の基礎として、他人への思いやりや配慮が実践できることや良い人間関係の構築に結びついていると考えている。

障がい者の得意な分野・可能性が非常に多く存在していると感じているため、職場内の作業環境の構築や配属などの配慮により、その得意分野が発揮できるよう支援しながら、仕事で会社に貢献していただく。

一方、企業だけでは障がい者の定着支援は難しい。障がい者の就労安定を最終目標にしており、雇用後も継続して勤務していただきたく、ナチュラルサポートなどを実施している。

相関図を用いて詳しく説明する。企業は会社内に支援体制を構築しており、支援機関から「就労管理アドバイス」「相談」「従業員への教育」を行ってもらっている。

また、支援機関へ登録して医療機関と連携を図り、「企業に対する就労定着支援」と「家庭に対する生活支援」の2点について連携・強化している。

障がい者の就労安定には、家庭や保護者のサポートが欠かせないため、サポートの強化を課題に上げ取り組んでいる。具体的には、従業員（障がい者）の睡眠時間など、家庭での安定した生活リズムの構築をサポートしていただきたいと考え、連携を強化している。

次に、「企業の社会貢献活動についての考え方」をお話しする。

企業が取り組む社会貢献活動には、①現金や物資の寄付、②従業員が活動するボランティア活動への支援や休暇制度、③NPOの活動と関わる内容も社会貢献活動に加えている。また、NPOのほか、自治会や学校などもその対象と考えている。

企業が従業員のボランティア活動に期待する利点は五つあり、①地域社会の維持発展につながる、②人財育成につながる、③地域社会への帰属度や関心が高まる、④視野が広がる、⑤仕事面でのいい影響を与えることである。また、従業員への教育面についても大きく期待している。ここまでが当社の社会貢献活動に対する考え方である。

最後に、「協働推進に向けた提言」をさせていただく。企業も本業とは別に社会貢献

を意識した企業活動を行なっているが、先ほども紹介した内容は、企業単体では成り立っておらず、全て協働事業ということになる。

この協働事業を推進するための方法として、企業への働きかけを積極的に行うことが必要だと考える。

企業も地域活動団体・市民活動団体の「運営の透明性」、「自社の基本方針・分野との一致」、「プログラム企画・提案力」等を重視している。また、企業として、地域活動団体や市民活動団体を単なる支援先としてだけではなく、連携するパートナーとして協働を推進することができれば、地域課題を解決するための有用な手段に結びつくと考えている。

考え方としては、行政が窓口となり、企業との橋渡しを行う協働事業の検討ができたらいのではないかと考えている。企業とNPO・自治会・学校・地域の団体・町内会・住民等に共通する身近な活動について、まずは検討してほしい。その一例として、環境保全活動・ボランティア活動・スポーツ振興活動・障がい者支援活動等が挙げられる。

また、企業側としても、地域活動団体や市民活動団体の情報を持っていないというのが現状であるため、企業にそれらの団体を紹介していただくことで、協働事業への展開が期待できないかと考える。

企業に働く従業員も市民であり、全ての従業員ではないにしても、地域活動や市民活動に対して協力したいと思っている者は数多くいると感じている。そういった従業員に情報提供をし、活動へのきっかけ作りを行うことで、協働事業への理解が深まり、地域活動・市民活動の実行に繋がっていくと考えている。

委員長：今の提言について各委員から質問・意見があれば、お願いしたい。

委員：企業の取り組みについて貴重な話が聞けた。私たち自治会の事業に企業が協力してくれる場面が増えてきている。

例えば、地区社協が主催している世代間交流のイベントでは、地域にある工場の見学やお花見の場の提供であったり、地域の美化活動を行う際に、その地域にある企業の従業員が参加してくれたりする。

また、企業内で開催されたボランティア的なコンサートについて、営利を目的としないことから、自治会の回覧板で周知を手伝い、多くの地域住民がコンサートを楽しんだという事例も出てきた。企業の協力により、従来の自治会活動のスタイルから変化し、その幅も広がってきていると感じる。今後も企業との協働の広がり期待したい。

副委員長：NPO法人や市民活動団体に支援をする窓口・機能は、本社が持っているところが多いように思うが、カネボウ化粧品では、小田原市の団体に対するCSRについての窓口

はどちらにあるのか。

委員：私の部署がその窓口を行っている。

副委員長：カネボウ化粧品以外にも小田原市には様々な企業があり、その企業のどの窓口相談に行ったらよいのか、どんな情報があるのか教えてくれる窓口があったらと常日ごろから思っていた。他の市民活動団体もそう思っているはずである。本日は勉強になった。

委員長：確認するが、小田原市には、企業の社会貢献に関する窓口の情報が明確にされているか。

事務局：そのようなものはない。

委員長：確かに、企業によっては本社がそういった機能を持っているところと、工場や地方に分権化されている例がある。最近では分権化されている傾向にあると思う。一つの例を挙げると、あるデパートは各店舗に窓口があり、その店舗内のスペースを使用して事業を行いたい団体があると、その店舗で話を聞くようになる。そういった窓口の情報を市民活動団体に分かりやすく提供できると、団体と企業との協働が進むと思われる。

委員長：障がい者の雇用について積極的に取り組まれているようだが、障がい者の社会進出を支援しているNPOとの連携は取っているか。

委員：障害者支援センターぼけっとや障害者総合支援センターういずと直接やり取りをさせていただいている。最近では、地域の福祉施設から、当社の就労環境を見たいという問い合わせがあり、工場の見学に来られるということが増えてきている。

委員長：ボランティア休暇についてお話があったが、実際に貴社の小田原工場で取得者はいるか。

委員：当社小田原工場で取得者はいないと思う。制度（青年海外協力隊に限定）はあるが機能していないというのが実態である。機能させるにはどうすべきか、このような場の話などをもとに検討していきたいと考えている。

委員長：小田原市役所でのボランティア休暇の取得状況はどうか。

事務局：本課では、取得状況は把握していない。周りで取得したという話は聞いたことがないので取得率は低いと思う。

委員長：これは行政だけではなく、企業にも言えることだが、こういった制度の形骸化が問題視されてきている。制度創設時は注目されていたが、取得はほとんどない。実際には、行政・企業とも、土日や有給休暇の範囲内でボランティア活動をしている人はたくさんいる。ボランティア休暇の制度を利用した例が少ないということである。

副委員長：いつ、どこに、何をしに行くかという届け出が大変だと聞いたことがある。

委員：休暇を取る上で、どのようなことをしてきたかを報告する義務も出てしまう。

委員長：東日本大震災のときは、職務上の派遣で行かれた行政職員は多いようだが、ボランティア休暇を取得して活動した人は少ないようである。日本海のナホトカ号の重油流出事故の際に、多くの方がボランティア休暇を取得して活動したということを知ったことがある。次回の委員会の際に、小田原市の過去3年間のボランティア休暇の取得状況について情報提供いただきたい。

椎野理事長：カネボウ化粧品さんが、社会貢献活動を積極的に行っていることがわかった。先ほど私から「ファンド」について提言したが、市民活動団体の紹介などをすることで、ご協力いただける可能性はあるか。今後、企業の要望に応えられるような体制を取っていきたい。

委員：企業がファンドに協力するには「地域社会と連携できる」など、メリットを整理する必要がある。企業側のメリットが整理できればファンドへの協力もできる可能性がある。

委員：私も以前は企業に勤めていたが、社会貢献活動やボランティアに対する企業の理想が、末端の社員まではなかなか浸透していないように感じていた。

委員：当社では、末端の社員の方が積極的に参加している。特にスポーツクラブに所属している社員は、当社からの援助を受けて活動している部分もあり、それを社会貢献という形で地域に還元するという流れになっている。いずれにしても、社会貢献活動やボランティアに参加してもらえるような風土作りに努めている。

委員長：次回以降の進め方について、事務局から説明をお願いします。

事務局：次回の委員会には、前田委員長からご提言をいただき、ひとまず委員からの発表は、一区切りという形をとらせていただき、協働推進の指針について、事務局作成の素案をもとに、委員の提言を聞きつつ、調整していく作業に入りたいと考えている。

■ 議題（2）行政提案型協働事業報告会について

委員長：それでは次の議事に入る。（2）行政提案型協働事業報告会について、資料に基づき、事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料4により説明）

委員長：各委員から質問・意見があれば、お願いしたい。⇒無し

委員長：次回の開催方法を検討する際には、今回の結果を踏まえて委員会に提案いただきたい。

■ 議題（３）「市民活動応援補助金報告会・情報交換会」について

委員長：それでは次の議事に入る。（３）「市民活動応援補助金報告会・情報交換会」について、資料に基づき、事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料５により説明）

委員長：各委員から質問・意見があれば、お願いしたい。⇒無し

委員長：次回開催方法を検討する際には、今回の結果を踏まえて委員会に提案いただきたい。

■ 議題（４）「協働推進の指針」について

委員長：それでは次の議事に入る。（４）「協働推進の指針」について、資料に基づき、事務局から説明をお願いします。

（事務局 資料６により説明）

委員長：各委員から質問・意見があれば、お願いしたい。

委員：小田原市では、無尽蔵プロジェクトなど、多くの協働事例がある。既に職員向けのガイドラインも作成している中、位置づけの違いなどを整理する必要があるのではないかと。

事務局：確かに今までも協働事業の事例はあるが、近年「協働」という単語がクローズアップされてきた中、協働での事業化も進んできた。また、日々の業務においても協働に対する考え方が深く入り込んできている。ついては、目次にもある「協働事業の具体例」に、先行して動いている協働の事例を掲載して、市民・行政職員に周知して行くことが指針として相応しいものになると考えている。

委員長：１－２のところは無尽蔵プロジェクトなどの話を掲載して、小田原市が近年協働の推進について力を入れていることなどを記述しても良いのではないかと。

事務局：無尽蔵プロジェクトは先行的事例であるため、位置づけなど難しい面もあるが、基本的には「民」の事業として位置付けている。これは、経済的行為が発生し、原則市の予算は投入しないというスタンスからである。今後、協働事業として位置付けるか、その棲み分けをどうするかを整理をする必要があると思うが、現段階で指針に掲載するのは難しいと考えている。

委員：先行事例があるにも関わらず、なぜ、今指針が必要かという説明をしても良いのではないかと。既に、職員にガイドラインを配布し積極的に取り組んでいるが、それを更に推進させたいということならば、これからの取り組みに入れても良いかもしれない。

事務局：次回の素案提示に向けて検討したい。

副委員長：今回作成する指針は、その範囲を明確にする必要があるため、「市民活動団体等と小

田原市の協働のガイドライン」という副題は設けた方が良いのではないかと考える。副題を付けることにより、ガイドラインで示す協働についての考え方も明確になり、より全体像が伝わりやすくなると思う。

事務局：この指針の範囲を決める必要がある。協働の主体となるものが、市民活動団体と企業など、民と民もありえる。協働の概念の部分では、様々な協働について触れて行くことになると思う。具体的な手続き論については、市民活動団体と行政を対象にした内容に焦点を当てた物を想定しているが、この点についても委員会にご意見をいただきながら掲載したいと考えている。

委員長：2-1の協働の定義では、条例を引用しつつ、「市民、事業者及び市が対等の立場で」と入っている。

行政と市民活動団体との協働、市民活動団体と民間企業との協働など、様々な事例が増えているので、まずは協働が多様であることの説明をし、指針では、ここに焦点を当てているという説明も加えることが必要だと感じる。

現在の「1. はじめに」の項目名を変更し、その前に「はじめに」を設置して、協働の幅の広さなどを記載しても良いと思う。

委員長：指針5ページの指定管理者の欄で、「施設サービスの向上や管理運営経費の削減等を図ることを目的」とあり、指針3ページの「協働すると経費削減になる？」では、「協働は、経費削減のためや市が果たすべき役割・責任の軽減のために行うものではありません。」となっている。指定管理にはそもそもこのような目的があることは理解しているが、このまま両方を載せると誤解を生む可能性があるため、文言の修正をお願いしたい。

事務局：指定管理者の記述について、調整させていただく。

委員：このようなガイドラインは一般市民には取っ付きにくい印象がある。指針2ページの「協働することが目的？」のように読みやすい形にする工夫が必要になってくる。職員対象の物は読んだが、難しい印象を受けた。

副委員長：この指針は、市民に見てもらい使用してもらうものだとして、「2-3 なぜ市民活動団体との協働を推進するのか」のタイトルは「2-3 なぜ協働を推進するのか」でないとおかしいと思う。

事務局：現在は、職員向けのガイドラインをベースにしているため、似つかわしくない表現も残っているが、今後は、先ほどからいただいている委員の意見も踏まえて修正していきたいと考えている。

委員長：指針は指針で整え、後ろにQ&Aを付けるという手段もある。あるいは見やすくするためにコラムを作るということも考えられる。

委員：自治基本条例の時のように、内容を分かりやすく説明したパンフレットのようなものは作る予定はあるか。

事務局：まずは、指針を作成することに重点を置き、作成後にパンフレットのようなものについては検討したいと思っている。

委員：今は市民活動団体・行政・企業が連携して地域をよくするためのベースがないので、この指針が必要なのではと思っている。その中で、まずは市民活動団体と行政の協働について作成したことを、目的のところに入れた方が良いのではないか。

事務局：市民活動団体と行政の協働についての作成かは、指針の全体像が完全に見えていないので、現段階では判断が難しい。全体像が見えてきたところで調整させていただきたい。また、委員のおっしゃるとおり、協働を推進して、地域課題の解決やより良い街づくりを進めていきたいと考えている。そのあたりは、3章をまとめ上げて行く中で、今までも行われている協働も更に推進できるように記載して行きたい。

■ その他

委員長：事務局からお願いします。

事務局：次回の日程は、事前の日程調整の結果、10月29日（月）14時30分からとさせていただきます。

委員長：それでは次回は10月29日（月）14時30分からとしたい。それでは、これをもって第8回小田原市市民活動推進委員会を終了する。